

# 中学生におけるピロリ菌検査及び除菌治療等費用助成事業についての説明書

令和6年 4月（神石高原町）

## 1 目的

本事業は、慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍及び胃癌の原因であるヘリコバクター・ピロリ菌（以下、「ピロリ菌」という）を若い世代から早期に発見し、早期治療に、結び付けることで、ピロリ菌による胃の病気のリスクを減らすことを目的とし、ピロリ菌検査及び除菌治療等の費用助成を行うものです。

## 2 背景

ピロリ菌は主に5歳くらいまでに感染し、胃の中に住み続けます。症状なく感染が続くことで胃炎が進行し、胃潰瘍や十二指腸潰瘍を引き起こし、胃炎の進行で、胃癌が将来発生する危険があります。日本で発見される胃癌の99%がピロリ菌感染によるものであることがわかっています。

除菌治療を行うことで、胃炎や潰瘍の症状が改善され、再発を抑えられることが知られています。胃癌も予防できることがわかり、感染して間もない時期に除菌することで胃癌の予防効果がより確実になると考えられています。

ここ数年、ピロリ菌によって引き起こされる病気を予防することを目的に中学生を対象とした早い段階での除菌治療が注目されています。

## 3 対象者

町内に住所を有する中学校2年生・3年生（保護者及び生徒が検査及び治療を希望する者）

## 4 検査機関

### ① 一次検査

- ・町内の中学校に通学されている場合  
福山臨床検査センター
- ・町外の中学校に通学されている場合  
神石高原町立病院

### ② 二次検査及び除菌治療

#### 【実施医療機関】

- ・神石高原町立病院
- ・神石高原町立神石へき地診療所
- ・吉實クリニック

## 5 実施方法

検査については、下記の流れのとおり行います。

### (1) 一次検査の実施

町内の中学校に通学されている方は、学校検診の尿検査とあわせ行います。町外の中学校に通学されている方は、個別に行います。

どちらの場合も、事業の目的や方法等に同意し、申込された方に対してピロリ菌の感染の有無を尿中抗体検査により調べます。

## (2) 二次検査の実施

一次検査でピロリ菌がいる(陽性)とされた方に対して、実施医療機関で受診していただき、息による検査(尿素呼気試験)でピロリ菌がいるかどうかを再検査します。

## (3) 除菌治療

二次検査にて陽性であった場合、ピロリ菌をなくす治療(除菌治療)を実施医療機関で行います。

除菌治療は薬の内服で行います。現在、推奨されている治療は、1種類の胃酸を抑える薬と2種類の抗菌剤(抗生剤)を1日2回、7日間内服するものです。(除菌治療が必要な場合は、改めて医師より説明があります。)

## (4) 治療後の除菌判定

除菌治療後、2か月後以降に除菌できたかどうかを尿素呼気試験で判定し、ピロリ菌がいなくなっている(陰性)の場合には治療は終了となります。

陽性の場合、その後の検査及び治療が全額自己負担となるため、医師と相談していただくこととなります。

## 6 費用負担

一次検査・二次検査・除菌治療及び治療後の除菌判定にかかる費用は、令和7年1月末までに実施した場合は町が負担します(ただし、1人1回に限る)。指定した期間外に受診した場合やそれ以外の費用に関しては、ご本人・保護者の負担となります。

## 7 検査結果の通知方法

一次検査の結果は、3～4週間程度後に町から直接保護者に郵送します。他の生徒や、学校に結果が知られることはありません。

二次検査及び除菌治療、治療後の除菌判定の結果も同様に、町から直接保護者に通知します。

## 8 予想される利益と不利益

この事業を活用された場合には、無料でお子さまのピロリ菌の感染有無を知ることができ、除菌が可能であれば、除菌により、ピロリ菌による胃の病気のリスクを減らすことができます。ピロリ菌に感染していても症状がないため、感染に気付くことができません。また、現在のピロリ菌検査は成人に対してのみ状況に応じて保険診療で検査が受けられるため、お子さんには検査の機会がありません。

一次検査は痛みや副作用の心配がない尿検査です。二次検査(尿素呼気試験)において使用される検査薬剤は、通常診療に用いられる薬剤です。

除菌治療については、厚生労働省研究費補助金(がん臨床研究事業)を用いて行った全国調査(2013～2014年)にて、除菌治療を行った18歳以下の小児・青年343名について詳細な副作用調査が行われました。副作用は全体で14.7%に認め、軟便は4.1%、軽度下痢5.2%、投与中の発疹2.1%などでした。また、治療による死亡や後遺症など、重篤な副作用はありませんでした。

## 9 副作用が生じた場合の対応・補償

副作用が生じた場合には、実施医療機関にて適切な処置を行います。その際に検査や治療が必要となる場合は通常診療と同様であり、かかる費用は保護者にお支払いいただくこととなり、特別な補償はありません。

#### 10 個人情報の取扱いについて

提供される皆様の「個人情報」は、神石高原町個人情報保護条例に基づき取り扱いをし、本検査・治療にて利用する以外に、他の目的には利用しません。

<担当>

神石高原町役場 健康衛生課

電話:0847-89-3366

メール: [jk-kenko@town.jinsekikogen.lg.jp](mailto:jk-kenko@town.jinsekikogen.lg.jp)